削により河積の拡大を図るものであり、最も合理的な方法といえる。次に、箭渓川合流点より上流区間（延長約700m）については、既に改修工事が完了している下流区間との河道法線の整合を図り、終点部において左岸側の住家連坦部を避けることを基準とし、河道シフト案（以下「申請案」という。）と現河道拡幅案について検討が行われている。2案を比較すると、申請案は、用地取得面積が大きいものの、県道付替工事に係る迂回路の設置に伴う長期間の借地が不要であることなどから、周辺地域への土地利用に与える影響は小さい。また、河道拡幅等の工事については、出水期・非出水期にかかわらず施工可能であることから、施工期間が短くなるなど工事の施工性に優れ、事業費も廉価であることなどから、申請案は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的な計画であると認められる。さらに、本体事業の施行に伴う国道、県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、塩見川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、塩見川流域の鳥取市福部町内の関係地区長などから本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県鳥取市役所及び鳥取市役所福部町総合支所

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字宗谷村字東浦八九番一から同市大字宗谷村字東浦二二三番五まで	前	二二・〇〇メートル～二五・四九メートル	二・二六一キロメートル
	後	二二・〇〇メートル～四九・二〇メートル	〇・二六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

国会事項

衆議院

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

路線高速バス及びツアーバスに関する質問主意書（木村太郎提出）

郵政民営化法等の改正に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

自主的避難者の現況把握に関する第三回質問主意書（秋葉賢也提出）

宮城県南部の市町村における妊婦及び子供に対する賠償に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

仮設住宅間の移転に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

答弁書受領

五月八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出国民の不安を益々増幅させる野田内閣の原子力政策に関する質問に対する答弁書

辞令

（総務委員会専門員兼郵政改革に関する特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　阿部　進

（総務委員会専門員兼郵政改革に関する特別調査室長兼務を免ずる）

（総務調査室首席調査員兼郵政改革に関する特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　本多　満

（総務調査室首席調査員兼郵政改革に関する特別調査室首席調査員兼務を免ずる）

（総務調査室次席調査員兼郵政改革に関する特別調査室次席調査員）同　南　圭次

（総務調査室次席調査員兼務を免ずる）（以上五月八日）

参議院

質問主意書提出

五月八日議員から次の質問主意書が提出された。

高速道路の無料措置の見直しに関する質問主意書（森まさこ提出）（第一〇二号）

答弁書受領

五月八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出核燃料サイクルの直接処分コストの試算隠蔽問題に関する質問に対する答弁書（第九二号）

人事異動

内閣

国務大臣　自見庄三郎

新たな郵政民営化法等に基づく郵政事業の改革を政府一体となって円滑に推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当させる　同　自見庄三郎

郵政事業の抜本的な見直し及び改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く

侍従長　川島　裕

天皇皇后両陛下英国御訪問につき首席随員を命ずる

期間は平成二十四年五月二十二日までとする　濱本　松子

女官長　佐藤　正宏

侍従次長　秋元　義孝

外務事務官　五十嵐邦雄

皇宮警視監　市倉　隆

侍医長　柳　淳

外務事務官　林　昭夫

式部官　高橋百合子

女官　木内美和子

天皇皇后両陛下英国御訪問につき随員を命ずる

期間は平成二十四年五月二十二日までとする（各通）（以上五月八日）

法務省

検察官適格審査会委員に任命する　宇都宮健児

検察官適格審査会委員に任命する　髙崎　暢

検察官適格審査会予備委員に任命する（以上四月二十六日）

岩原　紳作　岩間　陽子

高等裁判所長官　初宿　正典

法制審議会委員に任命する（各通）　吉戒　修一

法制審議会委員を免ずる（以上四月二十七日）　富越　和厚